

## 廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画

### I) 監視の方法

#### 1) 海洋投入処分の実績

##### ①海洋投入処分をした廃棄物の数量

浚渫土運搬船の航行記録（海洋投入処分記録簿）、廃棄物処理記録簿、その他の海洋投入処分を記録した書類及び銚子海上保安部に提出する報告書を基に処分土量を算出する。

##### ②廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準への適合状況

各単位期間において、浚渫区域（-1.5m 泊地、-2.5m 泊地、-3.5m 泊地、-4.0m 泊地、-5.0m 泊地、-5.5m 航路）毎に、初めて海洋投入処分しようとする水底土砂について、判定基準（34 項目）への適合状況について改めて分析を行い、結果を確認する。併せて、判定基準に関わる有害物質以外の有害物質及びその他の有害物質等への適合状況も分析を行い、トリブチルスズについては溶出試験だけでなく含有量試験も行う。

#### 2) 海域の状況

初期的評価を実施する際に設定し現況の把握を行った調査項目に関し、当該把握をした現況からの変化が生じているか否かについて、調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集、識者・専門家等への意見聴取及び漁業関係者等からの聴取を行う。

### II) 監視の頻度

#### 1) 海洋投入処分の実績

海洋投入処分をした一般水底土砂の数量を「I) 監視の方法 1) ①海洋投入処分をした廃棄物の数量」に定めるところにより単位期間中に各 1 回確認し、遅滞なく報告する。

また、水底土砂の判定基準への適合状況を、各単位期間の海洋投入処分実施前に、1 回の頻度で「I) 監視の方法 1) ②廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準への適合状況」に定めるところにより確認するものとし、その結果を併せて報告する。

#### 2) 海域の状況

海洋汚染状況の監視は単位期間毎に実施し、1～3 年次の 3 年間の中間的な監視は 3 年次終了後に実施する。また、1～5 年次全体の総括的な監視報告を 5 年次終了後に実施し、全ての監視結果については遅延なく環境大臣に報告する。